

## 岡山県スポーツ少年団市町村育成事業実施要項

### 1 目的

各市町村スポーツ少年団の指導体制の強化と組織の質的向上を目指し、運営の円滑化を図りその機能を充実させることを目的に助成を行う。

### 2 助成対象

岡山県内市町村スポーツ少年団

### 3 事業実施期間

毎年度4月1日から3月10日までとする

### 4 事業内容

各市町村スポーツ少年団の実状に応じて実施する次の事業とする。

- ・岡山県スポーツ少年団市町村育成事業費
  - (1) 市町村内研修・養成等事業（指導者、リーダー、母集団等）
  - (2) 各種交流大会等開催事業
  - (3) 各種研修会・大会等参加派遣事業

### 5 助成額

岡山県スポーツ少年団において定めた助成金配分基準により交付する。

- ・助成金配分基準
  - 各市町村スポーツ少年団あたり
$$20,000円 + (45円 \times \text{各市町村スポーツ少年団全登録者数})$$
$$+ (100円 \times \text{各市町村スポーツ少年団有資格指導者数})$$
$$+ (100円 \times \text{女性指導者数})$$

### 6 備考

助成金の経理処理については「岡山県スポーツ少年団市町村育成事業助成金交付要綱」に基づき行うものとする。

### 附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 4 この要項は、平成25年4月1日から施行する。